

防衛省職員(非常勤隊員)募集案内

自衛隊兵庫地方協力本部では、下記により非常勤隊員を募集します。

記

1 受付期間

令和8年9月24日(木)午前8時30分～同年10月20日(火)午後5時00分までの間
(持参の場合は午前8時30分から午後5時00分までの間で、郵送の場合は、10月20日
(火)午後5時00分までの必着とします。

なお、応募者多数となる場合は、繰り上げて締め切らせていただく場合があります。

2 勤務先・所在地等

勤務地	所在地	採用職種	採用人数
自衛隊兵庫地方協力本部 姫路地域事務所	〒670-0012 兵庫県姫路市本町240 大手前ダイネンBLD1階 TEL 079-282-0535	募集業務 の補助	若干名
自衛隊兵庫地方協力本部 相生地域事務所	〒678-0031 兵庫県相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎2階 TEL 0791-23-2750		

3 採用予定期間・勤務日数

採用予定期間	勤務日数
令和9年1月1日～令和9年3月31日	年間57日

※ 勤務日数については、状況により若干変動する場合があります。

※ 採用期間終了後の自動更新はありません。

4 職務内容及び必要な技能・資格等

採用職種：募集業務の補助

勤務部署	職 務 内 容	必要な技能・資格等
姫路地域事務所 及び 相生地域事務所 (0900～1745)	・自衛隊に関する広報業務 ・自衛官募集及び採用業務 ・来訪又は電話による各種問い合わせへの対応 ・庶務業務 ・物品管理業務 ・経理業務 ・文書管理業務 ・その他、所属長が特に命じた業務	・自衛隊に関する知識又はこれと同等の知識を有すること。 ・パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）による資料作成及びデータ集計作業ができること。 ・第1種普通自動車免許（※）

※ 所持していることが望ましい。

5 応募資格

次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

6 試験日及び試験場所

- (1) 試 験 日 ： 令和8年11月12日(木)を予定
(予備日：同月13日(金) 細部は、後日文書により通知します。)
- (2) 試験場所 ： 自衛隊兵庫地方協力本部
(兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎3階)

7 試験種目

面接試験 ： 人柄、知識等についての個別面接 （1人約15分程度）

8 応募要領等

提出書類	提出部数	非常勤隊員応募票の請求先及び提出先
非常勤隊員応募票	1 部	〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎 4 階 自衛隊兵庫地方協力本部 総務課人事班 Tel 078-261-9777
最終学歴(義務教育を除く。)の卒業 証書の写又は修業(卒業)証明書 (受付期間に間に合わない場合は、 試験時提出でも可)	1 部	

- (1) 非常勤隊員応募票は兵庫地方協力本部HPよりダウンロード可能です(非常勤隊員応募票は必ず両面印刷してください。)。非常勤隊員応募票を郵送で請求する場合は、住所と氏名を明記し、140円切手を貼った返信用封筒(A4判)を同封して下さい。
- (2) 非常勤隊員応募票に自筆で記入し、写真(6ヶ月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きのもので、縦4cm・横3cm程度のもの。)を貼って下さい。
- (3) 応募された方には、後日「選考採用試験通知書」(受験票に代わる書面です。)を郵送により送付します。試験日等が変更になる場合がありますので確認して下さい。
(11月6日(金)までに到着しない場合は、提出先にお問い合わせ下さい。)
- (4) 提出書類を郵送する場合は、簡易書留により処置して下さい。
また、郵便局の「受領証」は、「選考採用試験通知書」が届くまで大切に保管しておいて下さい。
- (5) 現(元)自衛隊員等(事務官、技官を含む。)の場合は、現(元)所属部隊等名、官名・階級(級)、認識(個人)番号、在職期間(分かれば年月日まで)を事務官等応募票の職歴欄とは別に資格免許等欄にも記入してください。

9 試験結果通知

令和8年12月中旬頃、受験者全員に通知します。

(電話によるお問い合わせには、一切応じることができません。)

なお、採用結果に関する個別のお問い合わせには応じることができません。

10 採用後の処遇等

- (1) 身分及び雇用形態
陸上自衛隊に勤務する非常勤隊員(期間業務隊員)
- (2) 給与等
 - ア 日 額
9,300円～12,300円
なお、地域手当支給対象勤務地の場合は、上記日額に加算されます。
 - イ 諸手当相当分
 - ・通勤手当(上限55,000円/月 但し自動車等の利用者は31,600円/月)
 - ・期末手当、勤勉手当が勤務実態に応じて支給されます。
 - ウ 支払日
翌月の18日

11 人事管理等

(1) 勤務時間

1日7時間45分とし、原則として土、日曜日及び祝日等の休日を除く平日勤務となります。

ただし、業務の都合により、休日や時間外勤務をお願いする場合があります。

また、勤務場所により勤務開始時間・終了時間に違いがあります。

(2) 休 暇

一定の期間を勤務した場合に年次休暇が付与されます。

また、そのほかに有給休暇、無給休暇が状況により付与されます。

(3) 採用後の人事管理については、防衛省の方針によります。

また、採用された場合、隊員として法令の定めに従うことを要求されます。

(4) 採用後は、厚生年金保険、健康保険、雇用保険の対象となります。

ア 月18日以上勤務が6ヶ月を超えた場合、国家公務員退職手当法が適用され、退職金の支給対象となり、雇用保険は適用除外となります。

イ 一定の条件を満たした場合、共済組合員の資格を付与されます。

(5) 受験のための旅費、宿泊費等は支給されません。

(6) 提出された応募書類は返却致しませんのでご了承ください。

(7) 不明な点は、提出先までお問い合わせ下さい。